

返戻金制度に関する明示書

(有料職業紹介事業者 MAP株式会社)

当社（MAP株式会社／許可番号：13-ユ-313293）は、有料職業紹介事業において、紹介した求職者が就職後、早期に自己都合により退職した場合等に、求人者から受領した紹介手数料の一部を返還する「返戻金制度」を設けております。その内容は下記のとおりです。

事業者名称	MAP株式会社
許可番号	13-ユ-313293
所在地	東京都新宿区四谷4-33-2 マーキュリースクエア7階
職業紹介責任者	片山 真一

1. 返還率

紹介手数料の返還は、採用決定者の入職日を起算日とし、退職等の時期に応じて次の割合により行います（対象職種：医師・看護師・医療事務等の全職種）。

退職等の時期	返還率
入職日より1ヶ月以内	100%
1ヶ月経過後 ～ 3ヶ月以内	20%
3ヶ月経過後	返還なし

2. 返還の対象・適用条件

（1）本制度は、採用決定者が入職日から3ヶ月以内に、自己都合により退職した場合、または明らかに当人の責に帰すべき事由により解雇された場合に適用します。

（2）返還にあたり、求人者は当社が指定する退職証明書を提出するものとします。また当社は、採用決定者が提出した退職届等の写しの提出を求めることがあります。

3. 適用除外

次のいずれかに該当する場合は、本返戻金制度は適用しません。

（1）退職等が、名目上・形式上の理由にかかわらず、実際には求人者の採用決定者に対する処遇その他の労働条件（給与・報酬の支払遅延または未払いを含む）が、採用決定時の労働契約の内容と異なることに起因する場合。

（2）退職等が、求人者の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合。

（3）当社より派遣された派遣社員を、求人者が採用する場合。

4. 求職者からの手数料

当社は、求職者からは手数料を一切徴収しておりません。

※本明示書は、職業安定法及び関係法令に基づき、当社の返戻金制度の内容を明示するものです。個別の求人者との契約においては、別途締結する基本契約書・覚書等の定めによります。

MAP株式会社
代表取締役 片山 真一